平成２７年（フ）第３８１号
兵庫県西宮市甲子園口４丁目10番５－101号、前住所兵庫県西宮市若草町１丁目10番23－301号
債務者　松川　浩平
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２号
佐賀県唐津市鏡4599番地２　コーポサンシャインＡ－１号、申立時の住所佐賀県唐津市原1211番地　ローズマリーＩ201
債務者　渡邊さおり（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４３号
佐賀県東松浦郡玄海町大字牟形2586番地１
債務者　村上　健蔵
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４８号
佐賀県唐津市八幡町753番地26　県営住宅６－２号
債務者　河田　正彰
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第５３号
佐賀県唐津市菜畑3301番地２
債務者　田中　和也
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第６４号
福島県郡山市田村町守山字小性町153番地　ホーリーホック103号
債務者　岸本由美子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第８０号
福島県須賀川市栗谷沢113番地１　グリーンヒルズ503号
債務者　桑名　善明
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第４９１号
神戸市灘区国玉通３丁目１番７号
債務者　まつや玩具店こと　浄慶　喜作
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４９号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目375番地　志染団地８号棟303号、従前の住所兵庫県三木市加佐142番地の１　錦水ハイツ104号
債務者　大倉英生こと　ＦＬＡＶＩＯ　ＨＩＤＥＫＩ　ＯＫＵＲＡ
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８２号
神戸市須磨区横尾６丁目３番地　24号棟501号
債務者　池袋　　敏
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６０号
沖縄県那覇市真地437番地　２階、住民票上の住所沖縄県那覇市松川３丁目15番30－207号ライオンズマンション松川第２　小渡正雄方
債務者　國吉　由規
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２０１号
沖縄県那覇市泊１丁目９番地７　タカダ泊マンション102
債務者　喜久村文子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２８６号
神奈川県厚木市中依知194番地５
債務者　石井マリアシンチャーことＩＳＨＩＩ　ＭＡＲＩＡ　ＣＹＮＴＨＩＡ　ＡＲＥＬＬＡＮＯ
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２８５号
神奈川県伊勢原市沼目５丁目14番10号　エミール201号、前住所神奈川県伊勢原市沼目５丁目26番２号　コーポ宮ノ前203号
債務者　栗原　恵子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３２５号
神奈川県伊勢原市高森1470番地　ハイツセキノ　202号、前住所神奈川県伊勢原市高森1150番地の２　グリーンマンション２－513号
債務者　原田　栄子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８１号
青森市大字大矢沢字野田20番地12　Ｇａｌｌｅｒｙ　ＳⅡ　203号
債務者　寺谷　里美
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係